

平成25年(ワ)第1992号 損害賠償請求事件

平成26年(ワ)第422号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第517号 損害賠償請求事件

原 告 [REDACTED] 外90名

被 告 国、東京電力株式会社

## 準 備 書 面 18

(損害の算定方法について)

平成27年11月19日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人弁護士 古 殿 宣 敬

同

辰 巳 裕 規

同

木 村 優太郎

同

日 野 哲 志

同

坂 本 知 可

同

福 田 大 祐

同

前田麻衣



同

秋山侑平



同

清田美夏



同

野田健人



外

## ( 第1 はじめに

原告第14準備書面で主張したように、本件事故によって侵害された原告らの法的利益は、包括的生活利益としての平穏生活権という、原告らが原発事故前のふるさと・コミュニティにおいて平穏に継続していた生活の全体に及ぶものである。それゆえ、発生した損害も、それぞれの被害費目ごと個別に切り離して捉えるのではなく、原告らが受けた被害の実態及び権利侵害の状態を、損害事実としてありのまま包括的に把握すべきである。

これまでの公害・薬害等事件においては、原告らの生活全般にわたる多様な人身被害を漏らすことなく拾い上げ、原状回復を図るために、損害事実を包括して捉えることが行われてきた。そして、今回の原発事故は、被侵害利益の多様性及び総体性が、従来の公害・薬害事件以上に顕著であり、原状回復を図るために損害事実をありのままに包括的に把握することは必要なことである。

## ( 第2 本件の損害実態=損害事実をありのまま包括的に把握すべきであること

1 本件原発事故の被害者らは、突然、何らの準備もなく着の身着のままの状態で、別の地域に避難せざるを得ないこととなった。本件原発事故前の被害者らの生活は、

財産的基盤（住居、あらゆる生活財など）、経済的基盤（就労先、取引先など）、人間関係ないしコミュニティ（生活上、業務上、教育上など様々である）、地域的利便性（その地域での生活において確立されていた、種々のノウハウ、頼れる先など）などの上に成り立っていた。これらが、本件原発事故により、突然、同時に奪われたことにより、個別の損害費目を見るだけでは捕捉できない、複合的な経済的・精神的損害が生じたのである、被害は極めて甚大である。

2 例えは、避難をしたことにより新幹線で避難先から福島県内の勤務先まで通勤しなければならなくなり、通勤の負担や様々なストレスが原因となり、不整脈を発症し、退職せざるを得なくなった者がいる。また、避難により、かつて福島市内で経営していた店舗を閉めざるを得なくなり、収入が激減したが、避難先で得ているわずかな収入の中で未だに事業資金として借り入れた債務の返済を続けなければならない状況に置かれている者もいる。

子どもを連れて避難した場合、避難中に、強行軍による移動のせいで避難先や一時滞在先で子供が体調を崩せば、疲労からくる体調不良なのか、感染症など重篤化しやすい病気なのか、あるいは被ばくの影響なのかといった従前とは異なる不安に晒される。また、従前のかかりつけ医院には行けず、近隣の友人もいないことから、良い病院を探すことも難しい。移動にも自動車が使えず（自動車を持ち出していくなったり、ガソリンがなかつたりする）、交通の便も分からぬなど不便を生ずる。やつとの思いで医院にたどり着いても、避難元から保険証を持ち出せなかつたために医療費全額を支払う必要があつたり、保険証を持っていても、従前の地域であればスムーズに受けられていた各居住自治体の乳幼児・子供への医療助成が受けられなかつたり、立替払いの上都度自治体への請求が必要になるなど、非常に迂遠な手間を強いられる。

また、各種支払いをする場合も、金融機関から現金を引き出そうにもカードや通帳、銀行印がなかつたり、これらがあつても、地方の金融機関ではその支店や ATM

がないなどして、現金の調達にも時間がかかる。そして、どうにか子供を受診させられたとしても、独自の判断で服薬を止めることはできない場合もあり、既に別の地域に移動していた場合は、再受診すら難しく、余計な時間や支出も余儀なくされる。

このように、一つ一つは細かい事情と思えても、まさに「負の連鎖的に」負担が負担を呼んでいると言える。これら事情は、損害費目を個別に捉えていては捕捉できない損害事実である。

3 このような状況は、生活の維持に必要な基盤を根底から覆されて、生活そのものを全面的に破壊される、まさしく平穏生活権の全面侵害といえる。そして、本件事故前と同様の生活環境・人間関係を再構築して人生・人格の発展を望むことは、もはや、著しく困難あるいは不可能と言わざるを得ない。これは、人格発達権に対する、重大な侵害といえる。

本訴訟においては、これら複合的な損害事実の全体が、ありのまま包括的に把握されるべきであり、個別の財産的損害を個々に計算して積み上げるのでは足りないことは明白である。たとえ全ての財産的損害を細かな支出の逐一にいたるまで合計したとしても、本件原告らに生じた損害事実を適切に評価したということはできない。それでは、比喩的表現になるが、一本一本の木をただ一本ずつ足し合わせて「複数の木」を把握するに過ぎず、被害の全体像としての「森」（木々の間の動物や草花などの有機的存在をも包括するものである）を把握したことには到底ならないのである。

また、企業活動によって生み出される付加価値の考え方も本件の参考になる。企業活動における経営資源は、人・金・物・情報である。企業が事業により利潤を生み出すのは、培ってきた経営資源を有機的に駆使し、それら経営資源の単体では生み出せない付加価値を生み出すからである。企業と物との関係で言うならば、例えば、企業の事業所、工場、備品などの物を単体で活動させたとしても何ら付加価値

は生まないが、そこに人や金や情報をミックスさせるからこそ、付加価値が生まれるのである。この付加価値は、個別の経営資源が有機的かつ相乗効果的に作用した結果生み出されたものであり、この付加価値を評価する上で、個別の経営資源ごとに分解して評価することは困難である。もっとも、これは企業活動のたとえなので、事業活動を営んでいたわけではない原告には直ちに当てはまる議論ではないが、原告らが本件原発事故前に地域において形成していた人間関係やコミュニティなどは、原告個人の人生をより豊かにする資源であったことは疑いようのない事実であり、それら資源は原告らが有していた財産的基盤や経済的基盤、地域的利便、原告らの社会的活動（これらもそれぞれが、原告にとって人生を豊かにする資源である）が、有機的あるいは相乗効果的に作用した結果生み出されてきたものである。個別損害項目ごとの個別積み上げ計算方式は、原告らが人生をより豊かにする上で培ってきた上記資源の有機的関係を捕捉しないこととなる。

原告らが請求するのは、損害項目を個々に積み上げた財産的損害にとどまらず、長い時間をかけて培ってきた様々な上記資源を同時に喪失する（=包括的生活利益としての平穏生活権の侵害）という、財産権侵害という枠組みでは評価しえない損害事実の全体を包括した慰謝料である。

4 被告らは、原告各人について損害項目ごとの個別的損害計算を求めるようであるが、上記のとおり、本件損害の全体像が見えないため相当でない。

### 第3 損害に関する、今後の主張立証

#### 1 慰謝料と個別の財産的損害の関係

上述した被害の全体像をありのまま包括的に捉えるためには、避難及び避難生活中に多数の原告世帯に共通して生じている苦難を漏れなくつぶさに見る必要がある。その一部は準備書面4で既に主張したところであるが、次回以降、原告らはこれらの事情をさらに主張し、立証する。

その中には、避難行動、避難に伴って宿泊した事実、転居の事実、避難先で生活財を購入した事実など、財産的損害と評価し得る損害項目も含まれることとなる。ただし、原告らは、個別の財産的損害項目を積上げて合算したものを、損害の全部ないし一部として主張するのではないことにご留意いただきたい。

原告らの請求及び主張は、包括的生活利益としての平穏生活権を侵害されたことによる慰謝料という形で評価するものであり、個別の財産損害は、かかる全体のうち、「損害の一部」というよりは、慰謝料の基礎となる「事情の一つ」というべきである。

このように、もとより、個別損害の積上げをすることが目的ではないため、極論すれば財産的損害に関する事情については、各個別の損害額を論ずる必要はない。もっとも、損害の全体像のごく一部であるとはいえ、金銭支出や個別財産の喪失は、有形的ないし可視的であるという点で、これらの事情は損害額を検討する上で下限を画するものといえる。つまり、損害事実をありのままに評価するとすれば、現実的に生じた財産的損失の合計よりも桁違いに大きなものであり、財産的損失の合計以下にはおよそなり得ないものであるが、損害把握の手掛かりとして、参考として財産的損失の金額を示す場合がある。

## 2 財産的損害の金額を示す場合の金額算定方法

財産的損害の金額を示す場合においては、被害者と同等の地位におかれた標準人を基準として平均値、統計値を用いて算定する抽象的損害計算の手法を基本とし、また、抽象的な損害算定においては、事故前のふるさと・コミュニティにおけるのと同等のレベルの生活を避難先あるいは従前の居住地で回復するための費用を規範的に算定すべきである。

その理由としては、各財産的損害が本損害の全体像の「一事情」に過ぎず必ずしも具体的金額を示す必要がないという上記事情や、資料確保の困難からの救済という点も挙げられるが、このような消極的理由にはとどまらない。

原告らはある日突然、自ら防ぎようがない本件原発事故により平穏な生活を奪われたのであり、本件原発事故による損害の軽減義務を負わされるいわれはない。にもかかわらず、原告らは、避難生活に伴う経済的負担の増加や将来の見通しが立たない不安定な生活ゆえに、暫定的で抑制的な生活を強いられ、不便を甘受しながら、可能な限り低廉に、従前の生活状況に照らしてより低い経済的水準の支出で日々の生活を送り、「本人の努力」で特に支出を低減しているのである。

このような事案において、原告らが具体的に支出した金額を基準に損害を算定しては、損害軽減義務を負っていない被害者に、正当化のできないリスク転嫁がもたらされることになってしまう。このため、本件では、原告らと同等の地位におかれた標準人を基準として、一般的・合理的に見込まれる経済状態の差額を原告の財産的損害とすべき積極的必要性がある。

また、個別財産の喪失については、原状回復の視点をふまえ、いわゆる再取得価額による算出を行う。

本件事故により、原告らは学校・職場・地域社会などの従前のコミュニティの解消を余儀なくされ、従前の平穏な生活を全て喪失した。このような原告らの被った損害からの完全な原状回復を図るには、従前のコミュニティにおけるのと同等の生活を維持・回復するに足る賠償が実現されることが必要である。よって、個別財産を喪失した場合、当該財産の評価は時価相当額では足りず、代替物を現実に購入することが可能となるような価額での評価がなされなければならない。

いわゆる交通事故賠償においても、車両が店舗を損壊した場合など、個々の財物の時価額賠償では従前の状態を取り戻すことが出来ない場合に、大阪地裁平成14年7月31日判決では、

「本件被害店舗の損傷状況に鑑みれば、個々の造作ごとに減価償却を考慮しその残存価格をもって損害としたのでは、損害を回復したことにならないというべきであるから、造作修復費としての損害は、同店舗を本件事故当時の現状に復旧するの

に要する工事費用を意味するものというべきである。」

と判示され、原状回復のための費用が認定されていることが参考にされるべきである。

以 上